

横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和2年法律第49号）の施行により、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項に項ずれが生じるため、当該条項を引用している横浜市環境影響評価条例施行規則（平成23年6月横浜市規則第67号）の一部を改正します。

2 公布日

令和5年1月13日発行の横浜市報に登載して公布します。

3 施行日

公布日から施行します。

横浜市環境影響評価条例施行規則（平成23年6月横浜市規則第67号）の一部改正

【新旧対照表】

改正前			改正案		
別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業			別表第1（第3条及び第4条）第1分類事業及び第2分類事業		
事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件	事業の種類	第1分類事業の要件	第2分類事業の要件
(省 略)			(省 略)		
4 電気工作物の建設	(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第3項の事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）のうち、火力を原動力とする発電用のもの（6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「火力発電施設」という。）の新設の事業であって、出力が2万キロワット以上であるもの	(1) 火力発電施設の新設の事業であって、出力が1.5万キロワット以上2万キロワット未満であるもの	4 電気工作物の建設	(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第2項の事業用電気工作物（以下「電気工作物」という。）のうち、火力を原動力とする発電用のもの（6の項に掲げる事業に含まれるものを除く。以下「火力発電施設」という。）の新設の事業であって、出力が2万キロワット以上であるもの	(1) 火力発電施設の新設の事業であって、出力が1.5万キロワット以上2万キロワット未満であるもの
(省 略)			(省 略)		
(以下省略)			(以下省略)		